○函館市電車乗車料金条例施行規程

昭和57年７月24日

交通局規程第６号

函館市電車乗車料金条例施行規程（昭和44年函館市交通局規程第８号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規程は，函館市電車乗車料金条例（昭和44年函館市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し，必要な事項を定めるものとする。

（乗車料金および乗車券の種類等）

第２条　条例第３条第２項の規定に基づき，公営企業管理者（以下「管理者」という。）が定める普通乗車料金は，次のとおりとする。

（１）　大人（中学生以上の者をいう。以下同じ。）

ア　２キロメートルまでの乗車１回につき　250円

イ　４キロメートルまでの乗車１回につき　270円

ウ　７キロメートルまでの乗車１回につき　290円

エ　７キロメートルを超える乗車１回につき　300円

（２）　小児（小学生以下の者をいう。以下同じ。）

ア　２キロメートルまでの乗車１回につき　130円

イ　４キロメートルまでの乗車１回につき　140円

ウ　７キロメートルまでの乗車１回につき　150円

エ　７キロメートルを超える乗車１回につき　150円

２　条例第３条第３項および第４項の規定に基づき管理者が定める特別乗車料金の種類および金額は，別表のとおりとする。

３　条例第３条第５項の規定に基づき，管理者が定める貸切乗車料金は，１運行につき次のとおりとする。ただし，学校，児童福祉施設その他の教育または保育を提供する施設または事業所で，小児が通学，通所，入所または利用するものが，その教育または保育の目的のために小児を乗車させる場合における貸切乗車料金は，貸切りに係る車両に乗車する者の過半数が大人である場合であっても，第２号に定める貸切乗車料金とする。

（１）　貸切りに係る車両に乗車する者の過半数が大人である場合　25,000円

（２）　貸切りに係る車両に乗車する者の半数以上が小児である場合　13,000円

４　条例第４条第１項の規定に基づき管理者が発行する乗車券は，次のとおりとする。

（１）　乗継乗車券

（２）　定期乗車券

ア　普通定期乗車券

イ 学生等割引定期乗車券

ウ 乗継普通定期乗車券

エ 乗継学生等割引定期乗車券

オ 全線定期乗車券

カ 市電全線定期乗車券

キ 学生等割引市電全線定期乗車券

ク 高齢者市電全線定期乗車券

ケ 免許返納者市電全線定期乗車券

コ 昼間割引全線定期乗車券

（３） １日乗車券

（４） 市電１日乗車券

（５） ２日乗車券

（６） 市電24時間乗車券

（乗車料金の割引）

第３条　条例第８条の規定に基づき，次に掲げる者については，前条第１項に規定する普通乗車料金および同条第２項に規定する乗継乗車料金は５割引とし，同項に規定する普通定期乗車料金，学生等割引定期乗車料金，乗継普通定期乗車料金，乗継学生等割引定期乗車料金，全線定期乗車料金，市電全線定期乗車料金，学生等割引市電全線定期乗車料金，高齢者市電全線定期乗車料金および昼間割引全線定期乗車料金（これらの料金のうち，小児に係るものを除く。）は３割引とする。この場合において，当該割引に係る乗車料金の額に10円未満の端数が生じたときは，その額が，５円以上の場合は10円とし，５円未満の場合は切り捨てる。

（１） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身体障害者」という。）が身体障害者手帳を提示した場合には，本人および同行の介護人

（２） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所において，知的障害と判定され，療育手帳の交付を受けている者（以下「知的障害者等」という。）が療育手帳を提示した場合には，本人および同行の介護人

（３） 児童福祉法第12条の４および第41条から第44条までに規定する施設において養護または保護を受けている者（以下「養護児童」という。）および同行の付添人で市町村長の発行する所定の乗車料金割引証または当該施設の長の発行する証明書を提示した者

２　前項第１号および第２号に規定する介護人ならびに同項第３号に規定する付添人は，身体障害者，知的障害者等または養護児童を安全迅速に乗降させるに適当な者であって，かつ，同時に同一区間内を乗車するものでなければならない。

３　第１項に定めるもののほか，管理者は，区間もしくは期間を限り，または一定の利用者に対して，前条

第１項に規定する普通乗車料金および同条第３項に規定する貸切乗車料金を割り引くことができる。

（定期乗車券の使用）

第４条　定期乗車券の使用については，次に定めるところによる。

（１）　普通定期乗車券は，その氏名を券面に記載された者が記載された乗車区間（以下「記載乗車区間」という。）を乗車する場合に限り使用することができる。

（２）　学生等割引定期乗車券は，学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校等に在校する者および児童福祉法に規定する保育所に在所する者（以下「学生等」という。）でその氏名を券面に記載されたものが記載乗車区間を乗車する場合に限り使用することができる。

（３）　乗継普通定期乗車券は，電車と管理者が定める他の乗合自動車（以下「他の自動車」という。）とを乗り継ぐ者でその氏名を券面に記載されたものが記載乗車区間を乗車する場合に限り使用することができる。

（４）　乗継学生等割引定期乗車券は，電車と他の自動車とを乗り継ぐ学生等でその氏名を券面に記載されたものが記載乗車区間を乗車する場合に限り使用することができる。

（５）　全線定期乗車券は，当該乗車券を持参する者が電車の全線および他の自動車について，その運送事業者が指定する区間の乗車に使用することができる。

（６）　市電全線定期乗車券は，その氏名を券面に記載された者が電車の全線の乗車に使用することができる。

（７）　学生等割引市電全線定期乗車券は，学生等でその氏名を券面に記載されたものが電車の全線の乗車に使用することができる。

（８）　高齢者市電全線定期乗車券は，70歳以上である者でその氏名を券面に記載されたものが電車の全線の乗車に使用することができる。

（９）　免許返納者市電全線定期乗車券は，70歳以上であり，かつ，道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する運転経歴証明書の交付を受け，当該交付を受けた日から起算して６月を経過する日までの間に免許返納者市電全線定期乗車券を購入した者で，その氏名を券面に記載されたものが，電車の全線の乗車に使用することができる。

（10）　昼間割引全線定期乗車券は，当該乗車券を持参する者が午前９時30分から午後４時までの間に電車の全線および他の自動車について，その運送事業者が指定する区間の乗車に使用することができる。

（定期乗車券の通用期間等）

第５条　定期乗車券の通用期間は，当該定期乗車券を購入しようとする者の申し出による通用期間開始の日から，暦に従い，１月間，３月間または６月間とする。ただし，継続購入に係る定期乗車券（以下「新定期乗車券」という。）の通用期間開始の日は，新定期乗車券を購入した日とし，その通用期間は，当該購入日において使用していた通用期間中の定期乗車券の当該購入日からその定期乗車券の通用期間が終了する日までの期間を新定期乗車券の通用期間に通算した期間とする。

（定期乗車券の乗車区間等）

第６条　普通定期乗車券，学生等割引定期乗車券，乗継普通定期乗車券および乗継学生等割引定期乗車券の使用者の乗車区間は，当該定期乗車券を購入しようとする者の申し出による区間とする。

第７条　削除

（定期乗車券等の提示）

第８条　条例第４条の規定に基づく乗車券および乗車券等の使用者は，降車するとき，または係員の請求があったときは，これを提示しなければならない。

（乗車券の販売場所）

第９条　条例第４条の規定に基づく乗車券（乗継乗車券を除く。）および乗車券等ならびに株式会社ニモカが発行するnimocaカード（以下「nimocaカード」という。）は，その種類ごとに次の表に掲げる場所で販売する。ただし，管理者が必要と認めるときは，その他の場所で販売することができる。

種類	販売場所
市電１日乗車券およびnimocaカード	企業局交通部安全管理課，電車内および管理者が定める委託販売場所
定期乗車券	企業局交通部安全管理課および管理者が定める委託販売場所

（定期乗車券の販売開始日）

第10条　定期乗車券の販売は，通用期間開始の日の１月前の日から行う。ただし，管理者が必要と認めるときは，これを変更することができる。

（定期乗車券の購入方法）

第11条　定期乗車券を購入しようとする者は，定期乗車券購入申込書を提出しなければならない。

２　定期乗車券の券面記載事項に変更なく継続して購入しようとする者は，当該定期乗車券を提示または提出しなければならない。

３　事業所および学校等の代表者は，定期乗車券の購入等の手続を取りまとめて行うことができる。

第12条　削除

（定期乗車券の書換え等）

第13条　定期乗車券の使用者は，当該定期乗車券の記載事項に変更を生じたとき，またはこれを汚損し，もしくは損傷し，記載事項が不明となったときは，定期乗車券書換申込書により，当該定期乗車券の書換えを受けなければならない。

２　前項の書換えは，定期乗車券の種類および通用期間の変更については，行わない。

３　定期乗車券の記載乗車区間について変更を生じたときは，管理者が別に定める場合に限り，第１項の規定による書換えを行う。

４　前項の書換えにより書換え前の定期乗車券の券面金額と書換え後の定期乗車券の券面金額とに差額が生じた場合は，その差額を通用期間の日数で除して得た金額に，書換えの日の翌日以後の通用期間の日数を乗じて得た金額（その額に10円未満の端数が生じたときは，その端数が，５円以上の場合は10円とし，５

円未満の場合は切り捨てる。）を追徴または還付する。

第14条　削除

（乗車券の払戻し等）

第15条　定期乗車券の使用者から定期乗車券払戻申請書により乗車料金払戻しの請求があった場合における払戻し額は，次に定めるところによる。

（１）　通用期間前のものは，券面金額

（２）　通用期間中のものにあっては，通用期間開始の日から払戻しの請求があった日までの日１日につき２回（乗継定期乗車券，全線定期乗車券および昼間割引全線定期乗車券にあっては別に定める回数）の記載乗車区間の乗車をした場合の当該区間の電車または他の自動車の普通乗車料金に相当する額を券面金額から控除した額

２　電車が始発時から終発時までの間運行を休止した場合は，定期乗車券の使用者の申出により当該定期乗車券の記載乗車区間を乗車することができる運行休止日数分の乗車券を交付し，または当該定期乗車券の券面表示の乗車料金を日割により計算した運行休止日数に相当する金額を払い戻すものとする。ただし，企業局が提供した代替交通機関を利用した者および運行休止に責任のある者を除く。

３　１日乗車券，市電１日乗車券，２日乗車券または市電24時間乗車券について，その通用期間の開始までに払戻しの請求があった場合は，券面表示の乗車料金を払い戻すものとする。

４　電車が１日乗車券または２日乗車券の通用期間に始発時から終発時までの間運行を休止した場合において，当該１日乗車券，市電１日乗車券または２日乗車券の払戻しの請求があった場合は，１日乗車券または市電１日乗車券にあっては券面表示の乗車料金を，２日乗車券にあっては運行休止日数に応じて券面表示の乗車料金を日割により計算した乗車料金を払い戻すものとする。

（料金の払戻し等の手数料）

第15条の２　条例第10条の規定に基づき，管理者が別に定める既納の定期乗車券の料金の払戻しおよび定期乗車券の書換えに係る手数料の額は，定期乗車券１枚につき500円とする。

（払戻し等取扱場所）

第16条　乗車券の再発行，書換え，引換えおよび払戻しの取扱場所は，管理者が別に定める。

（不正乗車券の割増料金）

第17条　条例第14条ただし書の規定に基づき，管理者が定める定期乗車券の使用者についての割増料金は，次の各号に定める区分に応じ，当該各号に定める日数について，１日につき２回（乗継定期乗車券，全線定期乗車券および昼間割引全線定期乗車券にあっては別に定める回数）の記載乗車区間の乗車をした場合の当該区間の電車または他の自動車の普通乗車料金に相当する額およびその額と同額の割増料金を徴収する。この場合において，不正乗車しなかったことが明らかな日があるときは，その日数に応じ，相当する乗車回数を減ずることができる。

（１）　条例第13条第１号および第６号の規定に該当する場合は，１日

（２）　条例第13条第２号，第３号および第５号の規定に該当する場合は，通用期間開始の日から発見当日までの日数

（３）　条例第13条第４号の規定に該当する場合は，通用期間満了の日の翌日から発見当日までの日数

（乗車料金の重複割引適用禁止）

第18条　乗車料金について２以上の割引条件に該当する場合は，同一の乗車料金または乗車券について重複して乗車料金の割引を行わない。

（乗車券の共通使用）

第19条　乗継乗車券，乗継普通定期乗車券，乗継学生等割引定期乗車券，全線定期乗車券，昼間割引全線定期乗車券，１日乗車券および２日乗車券は，他の自動車について，その運送事業者が指定する区間の乗車に使用することができる。

２　他の自動車について，その運送事業者が発行する乗継乗車券，乗継普通定期乗車券，乗継学生等割引定期乗車券，全線定期乗車券，昼間割引全線定期乗車券，１日乗車券および２日乗車券は，電車の全線の乗車に使用することができる。

３　第１項および第２項に定めるもののほか，市が他の旅客運送事業者（以下「他の事業者」という。）と共同で行う旅客の連絡運輸に関する事業において，当該他の事業者が発行する施設の利用券等を電車の全線の乗車に使用することができる。

（利用券の発行等）

第20条　管理者は，利用者の利便のため利用券を発行することができる。

２　利用券の種類および様式は，管理者が別に定める。

３　利用券は，条例第３条の乗車料金，同第10条の手数料および同第14条の割増料金の支払いに供することができる。

４　利用券は，企業局交通部安全管理課および各委託販売所で販売する。

５　利用券は，管理者が特別の理由があると認めたとき以外は，払戻しを行わない。

（整理券の交付等）

第21条　電車に乗車する者（以下「乗客」という。）は，乗車の際，車内で発行する整理券の交付を受けなければならない。ただし，条例第２条ただし書に規定する者および函館市軌道事業ICカード取扱規程（平成29年函館市企業局規程第３号）第３条第１項各号に掲げるICカードを用いて乗車する者は，この限りでない。

２　乗客は，降車の際，その所持する整理券を係員に引き渡し，またはその回収に応じなければならない。

３　乗客が，整理券を所持していないとき，または整理券を係員に引き渡さず，もしくはその回収に応じないときは，当該乗客は，当該電車の始発の停留場から乗車したものと見なす。ただし，係員が当該乗客の乗車した停留場を確認できるときは，この限りでない。

（補則）

第22条　前各条に定めるもののほか，乗車料金等に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は，昭和57年８月１日から施行する。

（通学定期券の額の特例）

２　当分の間，乗降停留場間の普通乗車料金の額が，第２条第１項第１号エに掲げる額である場合における別表第１に定める通学定期乗車券の大人の１月券の額は，同号エの規定にかかわらず，当該普通乗車料金の額を同号ウに掲げる額として算出した額とする。

附　則（昭和59年７月24日交通局規程第７号）

この規程は，昭和59年８月１日から施行する。

附　則（昭和59年９月22日交通局規程第10号）

この規程は，昭和59年10月１日から施行する。

附　則（昭和60年４月13日交通局規程第６号）抄

１　この規程は，公布の日から施行する。

附　則（昭和60年10月25日交通局規程第10号）

この規程は，昭和60年11月１日から施行する。

附　則（昭和61年９月６日交通局規程第10号）

この規程は，昭和61年９月13日から施行する。ただし，第５条の改正規定（第１号に係る部分に限る。），第10条の改正規定（第２号に係る部分に限る。）および別表第１の改正規定（月の初日以外の日からの乗車に係る定期乗車料金に係る部分に限る。）は，昭和61年10月１日から施行する。

附　則（昭和61年12月１日交通局規程第13号）抄

１　この規程は，公布の日から施行する。

附　則（昭和62年３月25日交通局規程第３号）

この規程は，昭和62年４月１日から施行する。

附　則（昭和63年９月24日交通局規程第10号）

この規程は，昭和63年10月１日から施行する。

附　則（平成３年11月28日交通局規程第13号）

この規程は，平成３年12月１日から施行する。

附　則（平成４年３月24日交通局規程第１号）

この規程は，平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成４年４月16日交通局規程第７号）抄

（施行期日）

１　この規程は，公布の日から施行する。

附　則（平成４年９月24日交通局規程第11号）

１　この規程は，平成４年10月１日から施行する。

２　改正後の函館市電車乗車料金条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第２条第１項第１号エに規定する普通乗車料金は，同号エの規定にかかわらず，この規程の施行の日から平成５年９月30日までの間は，210円とする。

３　当分の間，改正後の規程別表第１に定めるカード回数券により乗車できる車両は，カード回数券が使用できる旨の表示のある車両に限るものとする。

附　則（平成５年３月24日交通局規程第２号）

この規程は，平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成６年12月２日交通局規程第６号）

この規程は，平成６年12月10日から施行する。

附　則（平成９年３月25日交通局規程第３号）

この規程は，平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成９年４月23日交通局規程第14号）

この規程は，平成９年５月１日から施行する。

附　則（平成11年３月19日交通局規程第１号）

この規程は，平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成13年４月１日交通局規程第10号）

この規程は，公布の日から施行する。

附　則（平成14年４月１日交通局規程第11号）

この規程は，公布の日から施行する。

附　則（平成15年４月１日交通局規程第17号）

この規程は，公布の日から施行する。

附　則（平成16年４月１日交通局規程第15号）

この規程は，公布の日から施行する。

附　則（平成20年３月31日交通局規程第４号）

この規程は，平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月31日交通局規程第１号）

この規程は，平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年４月１日企業局規程第42号）

この規程は，公布の日から施行する。

附　則（平成24年10月31日企業局規程第12号）

この規程は，平成24年11月１日から施行する。

附　則（平成25年６月13日企業局規程第18号）

この規程は，平成25年７月１日から施行する。

附　則（平成26年４月18日企業局規程第11号）

この規程は，平成26年５月１日から施行する。

附　則（平成29年３月24日企業局規程第２号）

この規程は，平成29年３月25日から施行する。

附　則（平成30年２月28日企業局規程第１号）

（施行期日）

１　この規程は，平成30年４月１日から施行する。ただし，次項および第３項の改正規定は，平成30年３月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の函館市電車乗車料金条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第２条第４項第２号に規定する定期乗車券（以下「定期乗車券」という。）については，この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前においても，改正後の規程第２条第４項，第３条，第５条，第６条，第10条および第11条の規定の例により，発行することができる。

３　前項の規定により発行された定期乗車券については，施行日前においても，改正後の規程第15条および第15条の２の規定の例により，払い戻すことができる。

４　第２項の規定により発行された定期乗車券は，この規程の施行の日において第２条第４項の規定により発行された定期乗車券とみなす。

５　施行日前に他の自動車の運送事業者が発行した回数乗車券の施行日から平成32年３月31日までの間における取扱いについては，なお従前の例による。

附　則（令和元年９月30日企業局規程第４号）

１　この規程は，令和元年10月１日から施行する。

２　この規程の施行の日前に改正前の函館市電車乗車料金条例施行規程の規定により発行された通用期間を定めた乗車券は，改正後の函館市電車乗車料金条例施行規程の規定により発行された通用期間を定めた乗車券とみなす。

附　則（令和４年３月４日企業局規程第３号）

この規程は，令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月15日企業局規程第８号）

この規程は，令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１月26日企業局規程第１号）

この規程は，令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月14日企業局規程第６号）

この規程は，令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年７月15日企業局規程第21号）

（施行期日）

１　この規程は，令和７年12月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の日前に改正前の函館市電車乗車料金条例施行規程の規定により発行された通用期間を定めた乗車券は，改正後の函館市電車乗車料金条例施行規程の規定により発行された通用期間を定めた乗車券とみなす。

３　前項に定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な経過措置は，管理者が定める。

別表（第２条関係）

種別		区分	金額	備考
乗継乗車料金	大人		電車の乗降停留場間の大人の普通乗車料金の額から２キロメートルまでの乗車に係る大人の普通乗車料金の額の３割の額を差し引いた額と他の自動車の乗降停留所間の大人の普通乗車料金の額から１区の乗車に係る大人の普通乗車料金の額の３割の額を差し引いた額との合算額	乗継乗車料金の計算過程において10円未満の額の端数が生じるときは，その端数が，５円以上のときは，10円とし，５円未満の場合は切り捨てる。
	小児		電車の乗降停留場間の小児の普通乗車料金の額から２キロメートルまでの乗車に係る大人	

			の普通乗車料金の額の３割の額を２分の１にした額を差し引いた額と他の自動車の乗降停留所間の小児の普通乗車料金の額から１区の乗車に係る大人の普通乗車料金の額の３割の額を２分の１にした額を差し引いた額との合算額	
普通定期乗車料金		２キロメートルまでの乗車１月につき	10,500円	
		４キロメートルまでの乗車１月につき	11,340円	
		７キロメートルまでの乗車１月につき	12,180円	
		７キロメートルを超える乗車１月につき	12,600円	
		２キロメートルまでの乗車３月につき	29,930円	
		４キロメートルまでの乗車３月につき	32,320円	
		７キロメートルまでの乗車３月につき	34,710円	
		７キロメートルを超える乗車３月につき	35,910円	
		２キロメートルまでの乗車６月につき	56,700円	
		４キロメートルまでの乗車６月につき	61,240円	
		７キロメートルまでの乗車６月につき	65,770円	
		７キロメートルを超える乗車６月につき	68,040円	
学生等割引定期乗車料金	大人	２キロメートルまでの乗車１月につき	6,300円	
		４キロメートルまでの乗車１月につき	6,900円	
		７キロメートルまでの乗車１月につき	7,330円	
		７キロメートルを超える乗車１月につき	7,640円	
		２キロメートルまでの乗車３月につき	17,960円	
		４キロメートルまでの乗車３月につき	19,670円	

		７キロメートルまでの乗車３月につき	20,890円	
		７キロメートルを超える乗車３月につき	21,770円	
		２キロメートルまでの乗車６月につき	34,020円	
		４キロメートルまでの乗車６月につき	37,260円	
		７キロメートルまでの乗車６月につき	39,580円	
		７キロメートルを超える乗車６月につき	41,260円	
	小児	２キロメートルまでの乗車１月につき	3,150円	
		４キロメートルまでの乗車１月につき	3,450円	
		７キロメートルまでの乗車１月につき	3,670円	
		７キロメートルを超える乗車１月につき	3,820円	
		２キロメートルまでの乗車３月につき	8,980円	
		４キロメートルまでの乗車３月につき	9,840円	
		７キロメートルまでの乗車３月につき	10,460円	
		７キロメートルを超える乗車３月につき	10,890円	
		２キロメートルまでの乗車６月につき	17,010円	
		４キロメートルまでの乗車６月につき	18,630円	
		７キロメートルまでの乗車６月につき	19,820円	
		７キロメートルを超える乗車６月につき	20,630円	
乗継普通定期乗車料金		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車１月につき	15,810円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車１月につき	16,470円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車１月につき	17,460円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車１月につき	17,790円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車１月につき	18,450円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車１月につき	18,790円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自	16,440円	

	動車の乗車が１区までの乗車１月につき		
	電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車１月につき	17,100円	
	電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車１月につき	18,090円	
	電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車１月につき	18,420円	
	電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車１月につき	19,080円	
	電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車１月につき	19,420円	
	電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車１月につき	17,070円	
	電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車１月につき	17,730円	
	電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車１月につき	18,720円	
	電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車１月につき	19,050円	
	電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車１月につき	19,710円	
	電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車１月につき	20,050円	
	電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車１月につき	17,380円	
	電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車１月につき	18,040円	
	電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車１月につき	19,030円	
	電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車１月につき	19,360円	

	電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車１月につき	20,020円	
	電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車１月につき	20,360円	
	電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車３月につき	45,030円	
	電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車３月につき	46,910円	
	電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車３月につき	49,740円	
	電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車３月につき	50,680円	
	電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車３月につき	52,560円	
	電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車３月につき	53,520円	
	電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車３月につき	46,830円	
	電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車３月につき	48,710円	
	電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車３月につき	51,540円	
	電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車３月につき	52,480円	
	電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車３月につき	54,360円	
	電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車３月につき	55,320円	
	電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車３月につき	48,620円	
	電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自	50,500円	

	動車の乗車が２区までの乗車３月につき		
	電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車３月につき	53,330円	
	電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車３月につき	54,270円	
	電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車３月につき	56,150円	
	電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車３月につき	57,110円	
	電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車３月につき	49,520円	
	電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車３月につき	51,400円	
	電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車３月につき	54,230円	
	電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車３月につき	55,170円	
	電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車３月につき	57,050円	
	電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車３月につき	58,010円	
	電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車６月につき	85,340円	
	電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車６月につき	88,900円	
	電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車６月につき	94,250円	
	電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車６月につき	96,030円	
	電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車６月につき	99,590円	

	電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車６月につき	101,420円	
	電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車６月につき	88,740円	
	電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車６月につき	92,300円	
	電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車６月につき	97,650円	
	電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車６月につき	99,430円	
	電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車６月につき	102,990円	
	電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車６月につき	104,820円	
	電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車６月につき	92,140円	
	電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車６月につき	95,700円	
	電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車６月につき	101,050円	
	電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車６月につき	102,830円	
	電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車６月につき	106,390円	
	電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車６月につき	108,220円	
	電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車６月につき	93,840円	
	電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車６月につき	97,400円	
	電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自	102,750円	

		動車の乗車が３区までの乗車６月につき		
		電車の乗車が10キロメートルまででであり他の自動車の乗車が４区までの乗車６月につき	104,530円	
		電車の乗車が10キロメートルまででであり他の自動車の乗車が５区までの乗車６月につき	108,090円	
		電車の乗車が10キロメートルまででであり他の自動車の乗車が６区までの乗車６月につき	109,920円	
乗継学生等割引定期乗車料金	大人	電車の乗車が２キロメートルまででであり他の自動車の乗車が１区までの乗車１月につき	11,330円	
		電車の乗車が２キロメートルまででであり他の自動車の乗車が２区までの乗車１月につき	11,880円	
		電車の乗車が２キロメートルまででであり他の自動車の乗車が３区までの乗車１月につき	12,710円	
		電車の乗車が２キロメートルまででであり他の自動車の乗車が４区までの乗車１月につき	12,980円	
		電車の乗車が２キロメートルまででであり他の自動車の乗車が５区までの乗車１月につき	13,530円	
		電車の乗車が２キロメートルまででであり他の自動車の乗車が６区までの乗車１月につき	13,810円	
		電車の乗車が４キロメートルまででであり他の自動車の乗車が１区までの乗車１月につき	11,930円	
		電車の乗車が４キロメートルまででであり他の自動車の乗車が２区までの乗車１月につき	12,480円	
		電車の乗車が４キロメートルまででであり他の自動車の乗車が３区までの乗車１月につき	13,310円	
		電車の乗車が４キロメートルまででであり他の自動車の乗車が４区までの乗車１月につき	13,580円	
		電車の乗車が４キロメートルまででであり他の自動車の乗車が５区までの乗車１月につき	14,130円	
		電車の乗車が４キロメートルまででであり他の自動車の乗車が６区までの乗車１月につき	14,410円	

		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車１月につき	12,360円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車１月につき	12,910円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車１月につき	13,740円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車１月につき	14,010円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車１月につき	14,560円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車１月につき	14,840円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車１月につき	12,670円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車１月につき	13,220円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車１月につき	14,050円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車１月につき	14,320円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車１月につき	14,870円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車１月につき	15,150円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車３月につき	32,300円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車３月につき	33,880円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車３月につき	36,220円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自	37,010円	

		動車の乗車が４区までの乗車３月につき		
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車３月につき	38,580円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車３月につき	39,370円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車３月につき	34,000円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車３月につき	35,580円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車３月につき	37,920円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車３月につき	38,710円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車３月につき	40,280円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車３月につき	41,070円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車３月につき	35,230円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車３月につき	36,800円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車３月につき	39,150円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車３月につき	39,940円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車３月につき	41,510円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車３月につき	42,290円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車３月につき	36,110円	

		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車３月につき	37,680円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車３月につき	40,030円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車３月につき	40,820円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車３月につき	42,390円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車３月につき	43,170円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車６月につき	61,220円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車６月につき	64,180円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車６月につき	68,630円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車６月につき	70,130円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車６月につき	73,090円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車６月につき	74,590円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車６月につき	64,440円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車６月につき	67,400円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車６月につき	71,850円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車６月につき	73,350円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自	76,310円	

		動車の乗車が５区までの乗車６月につき		
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車６月につき	77,810円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車６月につき	66,760円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車６月につき	69,720円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車６月につき	74,170円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車６月につき	75,670円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車６月につき	78,630円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車６月につき	80,130円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車６月につき	68,440円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車６月につき	71,400円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車６月につき	75,850円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車６月につき	77,350円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車６月につき	80,310円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車６月につき	81,810円	
	小児	電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車１月につき	5,680円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車１月につき	5,950円	

		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車１月につき	6,360円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車１月につき	6,500円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車１月につき	6,780円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車１月につき	6,910円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車１月につき	5,980円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車１月につき	6,250円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車１月につき	6,660円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車１月につき	6,800円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車１月につき	7,080円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車１月につき	7,210円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車１月につき	6,190円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車１月につき	6,460円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車１月につき	6,870円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車１月につき	7,010円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車１月につき	7,290円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自	7,420円	

		動車の乗車が６区までの乗車１月につき		
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車１月につき	6,350円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車１月につき	6,620円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車１月につき	7,030円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車１月につき	7,170円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車１月につき	7,450円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車１月につき	7,580円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車３月につき	16,160円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車３月につき	16,940円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車３月につき	18,120円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車３月につき	18,510円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車３月につき	19,290円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車３月につき	19,690円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車３月につき	17,010円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車３月につき	17,790円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車３月につき	18,970円	

		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車３月につき	19,360円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車３月につき	20,140円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車３月につき	20,540円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車３月につき	17,620円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車３月につき	18,400円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車３月につき	19,580円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車３月につき	19,970円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車３月につき	20,750円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車３月につき	21,150円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車３月につき	18,060円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車３月につき	18,840円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車３月につき	20,020円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車３月につき	20,410円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車３月につき	21,190円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車３月につき	21,590円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自	30,620円	

		動車の乗車が１区までの乗車６月につき		
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車６月につき	32,090円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車６月につき	34,320円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車６月につき	35,070円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車６月につき	36,550円	
		電車の乗車が２キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車６月につき	37,300円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車６月につき	32,230円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車６月につき	33,700円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車６月につき	35,930円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車６月につき	36,680円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車６月につき	38,160円	
		電車の乗車が４キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車６月につき	38,910円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車６月につき	33,390円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車６月につき	34,860円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車６月につき	37,090円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車６月につき	37,840円	

		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車６月につき	39,320円	
		電車の乗車が７キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車６月につき	40,070円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が１区までの乗車６月につき	34,230円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が２区までの乗車６月につき	35,700円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が３区までの乗車６月につき	37,930円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が４区までの乗車６月につき	38,680円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が５区までの乗車６月につき	40,160円	
		電車の乗車が10キロメートルまでであり他の自動車の乗車が６区までの乗車６月につき	40,910円	
全線定期乗車料金		全路線の乗車１月につき	24,950円	
		全路線の乗車３月につき	71,110円	
市電全線定期乗車料金		電車の全線の乗車１月につき	12,600円	
		電車の全線の乗車３月につき	35,910円	
		電車の全線の乗車６月につき	68,040円	
学生等割引市電全線定期乗車料金		電車の全線の乗車１月につき	7,640円	
		電車の全線の乗車３月につき	21,770円	
		電車の全線の乗車６月につき	41,260円	
高齢者市電全線定期乗車料金		電車の全線の乗車１月につき	6,000円	
		電車の全線の乗車３月につき	18,000円	
		電車の全線の乗車６月につき	36,000円	
免許返納者市電全線定期乗車料金		電車の全線の乗車１月につき	3,000円	
		電車の全線の乗車３月につき	9,000円	
		電車の全線の乗車６月につき	18,000円	
昼間割引全線定期乗		全路線の乗車１月につき	12,000円	

車料金		全路線の乗車３月につき	34,200円	
１日乗車料金	大人	乗車１日につき	1,600円	
	小児	乗車１日につき	800円	
市電１日乗車料金	大人	乗車１日につき	800円	
	小児	乗車１日につき	400円	
２日乗車料金	大人	乗車連続２日につき	2,600円	
	小児	乗車連続２日につき	1,300円	
市電24時間乗車料金	大人	乗車24時間につき	1,130円	
	小児	乗車24時間につき	570円	

備考

1　乗継乗車料金および乗継定期乗車料金に係る乗継ぎをすることができる停留場は，管理者が別に定める。

2　乗継乗車料金の支払いおよび乗継乗車券の発行については，管理者が別に定めるところによる。